

UBC情報

発行：2026年4月1日

No. 310

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和7年分の所得税・個人事業者の消費税振替納税日(振替納税をご利用の場合)は以下の通りです。

申告所得税 4月23日(木)

個人事業主の消費税 4月30日(木)

トピックス

中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例



令和8年度税制改正大綱により、中小企業者等が少額減価償却資産を取得等した場合の損金算入特例について取得価額の基準を上げる等の見直しが行われる予定です。

◇取得価額の基準を40万円未満に引き上げ

現行、中小企業者等は取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合に、その事業年度において取得価額の全額(合計300万円が限度)を損金算入できる特例が設けられており、機械装置等の有形資産のほか、ソフトウェアや商標権等の無形資産も対象となります(中古資産も対象)。ただし、貸付け(主要な事業として行われるものは除く)の用に供した資産は対象外です。

令和8年度税制改正大綱では、この特例の適用期限を令和11年3月末まで3年延長するとともに、昨今の物価上昇を踏まえて対象となる減価償却資産の取得価額の基準(30万円未満)を「40万円未満」に引き上げることとします。

◇従業員数400人超の法人は除外に

また、この特例の対象となる法人の範囲についても見直されます。

現行、対象となる法人は青色申告書を提出する中小企業者等のうち、常時使用する従業員数が500人以下(特定法人は300人以下)の法人とされていますが、見直しにより従業員数が400人を超える法人を除外します。これにより、常時使用する従業員数が400人以下(特定法人は300人以下)の法人が対象となります。

これらの見直しは本年4月1日以後に取得等する少額減価償却資産について適用される予定です。

モニタリング強化型特別保証の取扱い開始

先月16日から新たな保証制度として「モニタリング強化型特別保証制度」の取扱いが始まっています(令和11年3月末までの時限措置)。

本制度は、中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携した上で、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び保証協会に経営状況等を報告することが要件となり、保証限度額は2億8千万円、保証料率は0.45%~1.90%です。

なお、令和9年3月末までの保証申込分について、保証料の1/2に相当する額を国が補助します。



本年4月からの「在職老齢年金制度」

働きながら年金を受給している方は、賃金と年金額の合計額が一定の基準額を超える場合に年金額が減額される「在職老齢年金制度」が設けられていますが、年金制度改正により本年4月から基準額が大幅に上げられます。

◆基準額を51万円から65万円に上げ

在職老齢年金制度は厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している方で、①総報酬月額相当額（標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額÷12）と、②老齢厚生年金の基本月額の合計額が、一定の基準額（支給停止調整額）を超える場合に、超える金額の1/2が支給停止となる制度です（支給停止は老齢厚生年金が対象となり、老齢基礎年金は対象外）。

昨年の年金制度改正において高齢者がより働きやすい仕組みとする観点から、支給停止調整額（令和7年度は51万円）を大幅に上げる見直しが行われ、令和8年度から「65万円」となります（改正法成立時は「62万円」とされていましたが、名目賃金の変動に応じて「65万円」に改定されました）。

◆賃金以外の収入は本制度の対象外

上記の見直しにより、本年4月からは総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が65万円以下の場合、支給停止となる金額はなく全額支給となります。

なお、賃金以外の収入（事業所得や不動産所得など）がある場合でも本制度における支給停止額の計算には含みません。また、70歳以上で厚生年金適用事業所に勤務されている方については、厚生年金保険の被保険者ではありませんが本制度の対象となり、支給調整が行われません。

相続人が行う「準確定申告」の期限は

所得税の確定申告は1年間の所得について、翌年の2月16日～3月15日（令和7年分は3月16日）までに申告・納税を行います。

ただし、年の途中で確定申告をしなければいけない方（*事業所得や不動産所得がある、*給与収入が2千万円超など）が亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税の手続を行う「準確定申告」が必要となり、その期限は「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」となります。

4月から段階的に実施されるたばこ増税

防衛力強化に係る財源確保のため、たばこ税の増税（加熱式たばこの課税方式の見直し及びたばこ税率の引上げ）が段階的に実施されます。

加熱式たばこについては、紙巻たばこの税負担差を解消するために課税方式の見直しを行い、本年4月及び10月の2段階で実施されます。これによって本年4月から加熱式たばこは1箱あたり20～50円の値上げとなる見込みです。

また、製造たばこに課せられる国のたばこ税については1本あたり1.5円（1箱あたり30円）の引上げを令和9年4月から3段階で実施し、令和9年4月、10年4月、11年4月にそれぞれ0.5円ずつ上げられます。

令和8年度の協会けんぽの保険料率等

中小企業等が加入する協会けんぽにおける令和8年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用となっています。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は40都道府県が引下げ、7県が据置きとなり、平均保険料率は9.9%となります。

また、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）が負担する介護保険料率は、全国一律1.62%（現行1.59%）に引上げとなります。

なお、子ども・子育て支援金制度により、4月分（5月納付分）から医療保険とあわせて支援金（令和8年度は「標準報酬月額×0.23%」となり労使折半）の徴収が始まります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 310

発行： 2026年
4月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： <https://www.ubc-net.com>

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

資金収支計算書各論 【支払資金、補正予算】



1. 支払資金

①会計基準における規定

支払資金について、会計基準省令において以下のように規定されています。

第13条（資金収支計算書の資金の範囲）

支払資金は、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。

②支払資金とは

資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に示すことを目的として作成されるものです。

支払資金とは、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く）を除く）とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額をいいます（会計基準省令13条1項）。

資金収支計算書における収入は、支払資金の増加であり、流動資産の増加又は流動負債の減少と結びついています。一方、資金収支計算書における支出は、支払資金の減少であり、流動資産の減少又は流動負債の増加と結びついています。

③支払資金の整合性チェック

1年基準による長短振替等の一部を除いた貸借対照表の流動資産と流動負債の差額と、資金収支計算書の当期末支払資金残高は通常一致します。月次や年次の決算においては、期中の仕訳入力に誤りがないかの一つのチェックポイントとして、資金収支計算書の「当期末支払資金残高」が貸借対照表の「流動資産－流動負債」（1年基準により固定資産（負債）から振替えられたもの、引当金、貯蔵品を除く棚卸資産を除外する）の残高と整合していることを確認することが求められます。

2. 予算

①会計基準等における規定

補正予算について、会計基準省令において以下のように規定されています。

第16条（資金収支計算書の構成）

5 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と比較して記載するものとする。

6 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。

運用上の留意事項 2 予算と経理

(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。

また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。

(2) 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。
なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

②予算と資金収支計算書

法人単位資金収支計算書（第一号第一様式）及び拠点区分資金収支計算書（第一号第四様式）には、当年度の決算の額を予算の額と対比して記載する必要があります（会計基準省令16条5項）。ここで、予算の額としては、理事会において承認された予算の額を記載することになりますが、例えば当初予算に計上されていない新規事業の年度途中における開始等により当初予算に増減が生じたことで、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成することが求められています。補正予算は、当年度中の必要な時に編成することが認められていますが、年度を超えて編成することは出来ません。毎会計年度開始前までに当初予算を編成し、理事会で承認を経る必要がありますので、当初予算の編成と合わせて年度末に最終補正予算を編成するケースが一般的な印象です。法人単位資金収支計算書等の「予算」欄の金額としては、理事会承認のある最終補正予算額を記載することに留意が必要です。

また、予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を経て支出予算に相当額の予備費を計上することができます。予備費を使用した場合は、理事長はその理由と金額を理事会に報告しなければなりません。

③予算の補正の要否（運用上の留意事項2（2））

社会福祉法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成し、予算に基づいて事業活動を行います。従って、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、補正予算を編成しますが、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、補正不要です。「軽微な範囲」につき、一律に判断基準を示すことは困難ですが、法人が理事会や評議員会の同意を受けて設定している範囲（たとえば予算額との5%以内など）が考えられます。

（「軽微な範囲」については、「平成23年基準 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて（Q&A）問19」や「社会福祉法人経理事務マニュアル」が参考になります）

④適時に理事会を開催し、承認を受けることができない場合

適時に理事会を開催することが困難な場合は、決議の省略（法45条の14第9項）を利用することが考えられます。事後報告の場合は、通常の支出手続や各理事への報告・同意を得ているか等、酌量の余地があるか確認します。

⑤租特法40条の適用を受ける場合は評議員会承認まで

租税特別措置法40条の適用を受けることに対応した定款では、収支予算書は評議員会の承認が必要です。補正予算も同様です。

昨年の外国人労働者は過去最多の257万人となりました

～うち「医療、福祉」の従事者も過去最多の14万6,105人～

厚生労働省が公表した「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」によれば、令和7(2025)年10月末時点の外国人労働者数は257万1,037人となり、届出が義務化された平成19年以降の最多を記録しました。対前年増加率は11.7%と前年の12.4%から0.7ポイント減少しましたが、対前年増加数は26万8,450人と前年の25万3,912人よりも1万4,538人増加しました。

国籍別で見ると、ベトナムが最も多く60万5,906人(外国人労働者数全体の23.6%)、次いで中国(香港、マカオを含む)43万1,949人(同16.8%)、以下、フィリピン26万869人(同10.1%)、ネパール23万5,874人(同9.2%)、インドネシア22万8,118人(同8.9%)、ミャンマー16万3,311人(同6.4%)、ブラジル13万4,645人(同5.2%)、韓国8万193人(同3.1%)、スリランカ5万427人(同2.0%)の順です。

外国人労働者のうち「医療、福祉」に従事している人数は14万6,105人になりました。この10年、ほぼ20%を超えて増加しており、人材不足を外国人労働者で賄っている実態を表していると言えます。こちらを国籍別で見ると、インドネシアが最も多く2万8,224人(「医療、福祉」総数の19.3%)、次いでミャンマー2万7,361人(同18.7%)、ベトナム2万4,820人(同17.0%)、フィリピン2万3,861人(同16.3%)で、この4か国で7割を超えています。

またこれを都道府県別に見ると、最も多いのは東京都の1万8,010人、次いで大阪府の1万5,158人、愛知県の1万1,056人、神奈川県1万147人など大都市圏に多いですが、都道府県ごとの外国人労働者数に対する医療、福祉の従事者数の割合を見ると、奈良県の17.0%を筆頭に、徳島県、和歌山県、青森県など、地方部において高率となっており、地方における人材確保の困難さがここからも感じられます。

(総合福祉研究会)